

職員の定年等に関する条例施行規則

令和5年6月9日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（平成27年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- (2) 特例任用 条例第8条第1項及び第3項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- (3) 定年前再任用 条例第11条又は第12条第1項の規定により採用することをいう。

(勤務延長)

第3条 任命権者は、条例第4条第2項の規定により承認を得ようとするときは、勤務延長承認申請書（様式第1号）を管理者に提出するものとする。この場合において、当該申請書には次条の書面を添付するものとする。

第4条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第5条 任命権者は、条例第8条第2項及び第4項の規定により承認を得ようとするときは、特例任用延長承認申請書（様式第2号）を管理者に提出するものとする。この場合において、当該申請書には次条の書面を添付するものとする。

第6条 条例第9条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第7条 条例第11条又は第12条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の定年に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める職及び職員)

2 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第13号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（改正条例附則第2項に規定する新条例定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年に関する条例（平成27年条例第18号。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が改正条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第2条第2項に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条から第7条に規定する規則で定める情報は、暫定再任用（改正条例附則第3項若しくは第4項、第8項若しくは第9項、第11項若しくは第12項又は、第14項若しくは第15項の規定により採用することをいう。以下この項において同じ。）をされる者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(改正条例附則第24項の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

5 改正条例附則第24項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（改正条例第11条又は第12条第1項に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

6 改正条例附則第24項の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

7 改正条例附則第24項の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第5項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

[様式第1号（勤務延長承認申請書）]

第 号
年 月 日

勤務延長承認申請書

大阪広域環境施設組合 管理者 様

職名

氏名

職員の定年等に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について、下記のとおり申請します。

記

- 1 期限を延長する予定者の氏名
- 2 所属部課、職名並びに給料表の種類、勤務の級
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 現に延長されている勤務延長の理由及び期限
- 5 現に従事している職務の内容
- 6 申請の理由及び延長後の期限
- 7 その他参考となる事項

第 号
年 月 日

特例任用延長承認申請書

大阪広域環境施設組合 管理者 様

職名
氏名

職員の定年等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、特例任用の延長について、下記のとおり申請します。

記

- 1 特例任用を延長する予定者の氏名
- 2 所属部課、職名並びに給料表の種類、勤務の級
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 特例任用の事由（特定管理監督職群の名称）
- 5 現に従事している職務の内容
- 6 申請の理由及び延長後の期限
- 7 その他参考となる事項